函館市結核予防費補助金交付要綱

1　趣旨

結核予防事業に対する補助金の交付については，函館市補助金等交付規則（昭和６２年函館市規則第４３号）の規定によるほか，この交付要綱に定めるところによる。

2　補助事業者

学校（専修学校および各種学校を含み，修業年限が１年未満のものを除く。以下同じ。）または，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成１０年政令第４２０号。以下「政令」という。）第１１条で定める施設の設置者（函館市内に存在する学校または施設の設置者に限るものとし，設置者が国，道および市であるものを除く。）とする。

3　補助対象事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「法」という。）第５３条の２第１項の規定に基づく定期の健康診断（ただし，業務に従事する者が受けるものを除く。）を対象とし，補助対象経費は法第５８条の３に基づき支弁する費用（ただし，消費税および地方消費税相当額を除く。）とする。

4　交付申請期日

事業完了の日から３０日以内または当該年度の２月末日までのいずれか早い日とする。

5　交付基準

法第６０条第１項，第６４条の２および政令第２６条第１項の規定に基づき函館市が交付する補助金の基準算定額は，事業実施年度の前年度における感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱で定める健康診断（結核に限る）の基準単価を用い，別紙様式３により算出するものとする。

6　交付申請

この補助金の交付申請は，実績をもって行うものとし，当該申請に当たっては，次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 交付申請書（別紙様式１）

(2) 事業精算書（別紙様式２）

(3) 事業実績書（別紙様式３）
(4) 健康診断費内訳明細書（別紙様式４）
(5) 健康診断の内容が記載された医療機関からの領収書等の写し
(6) 健康診断を受けた者の氏名および生年月日がわかる書類（施設の設置者のみ提出）
(7) その他市長が必要と認める書類

7　額の確定

市長は，前項の規定による交付申請を受けたときは当該内容を審査し，適当と認めるときは，補助金の交付の決定および額の確定を行い，補助事業者に別紙様式５により通知するものとする。

8　交付条件

この補助金の交付に当たっては，別紙様式５に定める通知文にある条件を付すものとする。

9　添付資料

交付申請に当たり提出する６（５）の書類は，次について記載されている書類を原本照合（原本照合は申請者が行う。）の上，写しを提出するものとする。
(1) 健康診断の内容
(2) 健康診断を受けた者の人数
(3) 消費税額（地方消費税額を含む）

附　則

この要綱は，平成１７年１０月１日から適用する。

附　則

この要綱は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２３年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和８年４月１日から施行する。

別紙様式１

年度補助金等交付申請書

年　　月　　日

函館市長　様

補助事業者等　住所
氏名　法人の場合は名称
及び代表者の氏名

事業名　　結　核　予　防　事　業

上記の事業に関し補助金等の交付を受けたいので,関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の目的及びその概要

２　事業の着手及び完了年月日
着手　　年　　月　　日
完了　　年　　月　　日

３　補助金等交付申請額　　金　　円

（余白部分に次の事項を記載）
１　電話番号
２　銀行等の名称
３　口座番号
４　口座名（フリガナ）

別紙様式２

事 業 精 算 書

事業名　結 核 予 防 事 業

収入の部

科目				予算額		精算額	内訳		備考
款	項	目	節	当初	更正後の額		収入済額	収入未済額	
				円	円	円	円	円	
計				円	円	円	円	円	

支出の部

科目				予算額		精算額	内訳		備考
款	項	目	節	当初	更正後の額		支出済額	支出未済額	
				円	円	円	円	円	

上記のとおり、精算したことを証明します。

年　　月　　日

補助事業者名等　　（氏　　名）

注１　この様式には、当該補助事業に要した経費のみ記載すること。
２　「科目」欄の区分は標準を示したものであり、補助金等の交付を受けたものにおける通常の予算及び決算の区分がこれと異なるときは、それぞれ補助事業者等の区分に従い記載して差し支えないこと。
３　「予算額」欄のうち、「更正後の額」欄には最後の更正後の額を記入すること。
４　「収入未済額」及び支出未済額欄には債務が確定している額を記載し、かつ、債務者の住所氏名を「備考」欄に記入すること。

別紙様式３

事　業　実　績　書

学校（施設）区分 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

設置者（法人）名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　学校（施設）名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人代表者職・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　学校（施設）長名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　学校（施設）所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

対象区分＼実施区分			入学(許可)定員	対象人数	受診人数	レンズカメラ	70㎜ミラーカメラ	100㎜ミラーカメラ及び直接撮影	その他の検査	
補助対象	学校	高校								
		大学								
		その他								
	施設	※65歳以上の収容(入所)者								
補助対象外										
実支出額										
補助対象		人数								
		金額								
基準算定額		単価								
		金額								

※　65歳に達する日の属する年度にある者を含む。

補助申請額の算出	総事業費 a	寄付金その他収入 b	差引額 a−b=c	対象経費の実支出額 d	基準算定額 e	補助基本額 c,d,eのいずれか低い額 f	補助申請額 $f \times \frac{2}{3}$

注１　この様式は、結核予防事業に要した経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。
２　「補助対象」欄の「金額」には，消費税相当額及び地方消費税相当額を含まない額を記載すること。
３　「補助対象外」の欄は、補助対象外となる教職員や、入学した年度以外の学生・生徒等に対して同時に健康診断を施行した場合などで、総事業費と補助対象経費が異なる場合のみ記載すること。
４　「学校（施設）区分」欄には、次の表から当てはまるものを記入すること。

大学	高等学校	高等専門学校	専修学校	各種学校
救護施設	更生施設			
養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	軽費老人ホーム		
身体障害者更生施設※1	身体障害者療護施設※1	身体障害者授産施設※1		
知的障害者更生施設※2	知的障害者授産施設※2	知的障害者通勤寮※2		
婦人保護施設	障害者支援施設			

※1　障害者自立支援法附則第 41 条第１項の規定により，従前の例により運営することができるとされた施設
※2　障害者自立支援法附則第 58 条第１項の規定により，従前の例により運営することができるとされた施設

別紙様式4

健 康 診 断 費 内 訳 明 細 書

実施区分　委託・自体

区　分	支出科目		種　別	員　数	単　価	金　額	債主氏名	備　考
	目	節（細節）						
						総額 消費税等		
						総額 消費税等		
						総額 消費税等		
						総額 消費税等		

注1　この様式は，結核の定期健康診断に要する経費に係る補助金に関し，実績報告する場合に使用すること。
2　この様式は，委託実施分及び自体実施分ごとに作成するものとし，委託実施分，自体実施分を実施区分欄で区別すること。
3　「区分」欄には，委託実施の場合，実施した検査の内容ごとに区分記載し，自体実施の場合は支出科目の款及び項を記載すること。
4　「種別」欄には，健康診断の対象者の種別（学生，生徒又は収容者）を記載すること。
5　自体実施の場合は，上から順に「自体実施の健診に要した経費」「健康診断台帳整備に要した経費」「健康診断実施連絡に要した経費」及び「対象外経費」を記載すること。
6　「金額」欄には，総額及び消費税相当額（地方消費税相当額を含む）を記載すること。

別紙様式５

補助事業者等住所
補助事業者等氏名

年　　月　　日申請の　　年度結核予防事業に対し，金　　円を補助し，および同額を補助金の確定額とします。ただし，次の事項を守らなければなりません。

年　　月　　日

函館市長

１　この補助金の交付の対象となる事業および経費ならびに補助金の額は，次のとおりです。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
結核予防事業	円	円

２　虚偽の申請その他不正な行為があった場合は，この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し，当該取り消しに係る部分に関し既に交付された補助金があるときは，その返還を命ずることがあります。

３　前項の規定による処分に関し，補助金の返還を命ぜられたときは，その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ，当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については，既納額を控除した額）につき，年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければなりません。

４　補助金の返還を命ぜられ，これを納期日までに納付しなかったときは，納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ，その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については，その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければなりません。

５　補助対象事業により取得し，または効用の増加した財産（価格が２万円以上の機械および器具，不動産等）については，補助対象事業の完了の年の翌年から起算して１０年以内で，かつ，減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める耐用年数を経過することとなるまで，市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，または担保に供してはなりません。

６　補助金対象事業により取得し，または効用の増加した財産については，事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに，その効率的な運用を図らなければなりません。

７　５の市長の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には，その収入の全部または一部を市に納付させることがあります。

８　補助対象経費に関する帳簿および書類を備え，これを整理し，かつ，これを事業の完了日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければなりません。